

令和3年12月17日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	8
職員等	
計	11

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	10
郵便・FAX	
面談	
電話	1
計	11

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① わかやまりフレッシュプランのチケットが購入できない。	担当課に調査を指示した結果、販売回数の分散や抽選制を取り入れる等、改善策を講じていることが確認できた。
② ある振興局の職員は、フレックスタイムのような勤務を行っている。	振興局に調査を指示した結果、不適切な事実は確認できなかった。
③ ある所属では、多人数で飲み会を開催している。	御意見として取り扱い、関係所属に情報提供した。
④ ある中学校の教員は、部活動において不適切な指導を行っている。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑤ 維持管理業務において、落札から契約までの期間が短すぎるため、入札参加しづらい。	現行の入札において、不適切な事実は確認できないが、長期継続契約制度について周知を行った。
⑥ ある警察本部の機関から提供される資料が読みづらい。	所管外のため不受理とし、警察本部に情報提供した。
⑦ ある道路に設置されている標識が視認しにくい。また、横断歩道やダイヤモンド等の表示が消えている。	関係課に調査を指示したところ、市町村道である事が確認できたため、不受理とし、関係課を通じて、所管する市町村及び警察署に情報提供した。
⑧ あるホテルのわかやまりフレッシュプラン用のメニューが値段相応ではない。	担当課に調査を指示した結果、通報の事実は確認できなかった。
⑨ ある資格試験において、正解肢が複数ある問題がある。	担当課に調査を指示したところ、試験実施運営機関に対し情報提供及び適切な対応を求めたとの回答を得た。
⑩ 健康保険証と高齢者受給者証を1枚にまとめてほしい。	担当課に照会したところ、国が推奨するマイナンバーカードを活用した場合、1枚にまとめられるため、その利用をお薦めするとの回答を得た。

⑪ ある振興局の職員が、公用車を私的に使用している。	振興局に調査を指示した結果、通報の事実は確認できなかった。
----------------------------	-------------------------------

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	②③⑪
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	8	①④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。		
(1)調査の結果、是正の必要がないもの	7	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	⑧⑪
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	3	②③⑤
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	2	①⑩
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	⑨
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	3	④⑥⑦

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の教員は、部活動において不適切な指導を行っている。	当該校の設置者であるとともに、教職員の服務監督者である当該教育委員会に回付し、調査対応させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	①
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの		
なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。		
(1)調査の結果、是正の必要がないもの		
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	1	①

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。